

9. 土地改良事業の適正な実施に関する措置

① 国営・県営土地改良事業計画の変更に関する手続の見直し

- 国営・県営土地改良事業の計画の変更において、
- ① 事業の利益を受けないことが明らかなもの（**非受益**）として**申出のあった土地に係る施行地域の変更に関して、全体受益面積の10%に満たないものについては、土地改良事業計画の変更の手続を要しないこと**とする。
 - ② **非受益の申出に係る土地**については、その申出者（**非受益申出者**）を**同意徴集の対象外**とすること
 - ③ 施設更新事業について一定の要件を満たす場合には、**土地改良区の同意**による**変更を可能**とすることとする（法第88条）。

改正前

- 国営・県営土地改良事業については、
- ・施行地域の変更
 - ・土地改良事業計画の重要な部分の変更
- をしようとする場合には、3条資格者の3分の2以上の同意を得る等の手続を経なければならない。

改正後

- 国営・県営土地改良事業については、
- ・施行地域の変更（**非受益の申出に係る土地の変更（全体受益面積の10%に満たないものに限る。）を除く。**）
 - ・土地改良事業計画の重要な部分の変更
- をしようとする場合には、3条資格者（**非受益申出者を除く。**）の3分の2以上の同意を得る等の手続を経なければならない。
- **施設更新事業に係る計画変更**で、3条資格者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかな国・県営施設更新事業については、**土地改良区の同意に代える**ことができる。

農地転用等により事業の利益を受けなくなった土地に係る事業施行地域の変更

- ・事業の利益を受けないことが明らかになった旨の申出をしたものに係る土地の変更（受益面積の1割未満に限る。）については、**土地改良事業計画の変更を要しない。**
- ・国・県営土地改良事業計画の変更手続において、**事業の利益を受けないことが明らかになった旨の申出をしたものは、同意徴集の対象外とする。**



計画変更において土地改良区の同意に代えることができる要件

変更後の計画で以下の要件を満たすこと。

① 管理事業計画の同一性要件

土地改良施設の管理事業計画について、施設更新事業の施行により、地域の変更及び土地改良施設の管理方法等の重要な部分の変更を要しないこと。

② 組合員負担の相当性要件

施設更新事業により新たに要することとなる組合員の負担（※）が、施設更新事業を行わない場合の管理事業に要する費用に係る負担を考慮して、相当と認められること。

※当該土地改良区が、事業が完了するまでにより、当該土地改良区に要する費用に充てるための基金を積み立てている場合には、施設更新事業に係る組合員の負担額の総額から当該基金の合計を控除した金額